

平野区公告第 108 号
令和 8 年 7 月 24 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、平野区役所保険年金課に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
和田 悠斗	